

学校と福祉部門との連携について

<現状>

- 貧困や児童虐待、発達障害など、子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中、家庭のほか、福祉事務所や児童相談所など、様々な関係機関への働きかけを行う、スクールソーシャルワーカーの役割は大変重要。
 - 県では、スクールソーシャルワーカーを昨年度より 10 名増員し、全県で 64 名を拠点校に配置し、学校種を越えて柔軟かつ機動的に対応できる体制としている。
 - また、令和 6 年度から、各教育事務所で 1 つの中学校区（域内の小・中・高・特支を担当）を指定し、事前のアンケートや個人面談等を通して、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、積極的にアプローチするプッシュ型の支援に取り組んでいる。
- ⇒ スクールソーシャルワーカーの活動内容については、**別紙**のとおり
- 学校だけでは対応が難しい問題であっても、様々な関係機関が専門知識や経験・技能を持ち寄り、一人一人の児童生徒に最善な支援が行える環境づくりが求められる。

<今後の課題>

学校内の課題

- 今年度はスクールソーシャルワーカーの増員により、相談体制の拡充を行うとともに、積極的なプッシュ型支援により、早期発見・未然防止に取り組んでいるが相談の要請がある学校にはばらつきが見られる。
- スクールソーシャルワーカーは、定期的に更新される福祉や医療部門が行う支援情報を把握するとともに、社会情勢の課題なども踏まえ、支援にあたる必要があり、資質向上の取組が求められる。また、教育現場においては、問題を抱える児童生徒の一番近くにいる教職員等が中心となり、スクールソーシャルワーカーや様々な関係機関と相互連携・協力するチーム学校としての体制づくりが不可欠。

学校外の課題（福祉部門との連携等）

- スクールソーシャルワーカーの活動が最大限に生かされるよう、**別紙**の活動内容をもとに、様々なケースで福祉部門や関係機関との連携を図る必要がある。
- 小学生低学年の児童が不登校となる増加率は高い傾向があり、幼稚園や保育園等から小学校へ上がる際には、十分な情報伝達などが行われる必要がある。

また、高等学校等の中退または卒業した後の支援については、学校と福祉部門や就労支援機関等の情報共有や連携が必要となる。

福祉部門から学校へのアプローチ

(1) 子供の貧困に気づくためのチェックシート及び支援につなぐガイドブック

貧困状態にある子供の支援の必要性に気づき、その気づきを適切な支援につなげるため、学校等の現場で使える「気づき」のためのチェックシートや、支援が必要な子供を適切な支援につなぐためのガイドブックを、福祉の観点も交えながら作成しており、学校と福祉部門をつなぐためのツールと位置付けている。

令和6年度は、令和2年度に作成した現行のチェックシートを見直すため、福祉や教育の現場実践者による検討会を開催し、より使い勝手のよいツールとなるようチェック項目の精査を進めている。

(2) 課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業

貧困や家庭環境など様々な原因により困難な状況にある子供を早期に発見し、福祉的な支援につなげていくため、中核地域生活支援センターと福祉団体等が連携して、県立高等学校内に気軽に相談できる居場所をつくる。

現在、令和5年度までに事業を開始した10校に加え、令和6年度から新たに2校で開始し、県内12校において開催している。

また、令和5年度に実施した関係機関へのヒアリングでは以下のような効果が聞かれている。

○生徒に生じた変化・効果

- ・他人との関わり方を学び、良好な人間関係を築くことができるようになった。
- ・自分の困りごとを打ち明け、負担が軽減した。
- ・人に相談する、頼るスキルが身に着いた。
- ・自己有用感・自己肯定感が高まった。
- ・卒業後の自分の将来に関心が向くようになった。
- ・周りにはいつも助けてくれる大人がいると感じるようになった。

○高校に生じた変化・効果

- ・校内の雰囲気が良好になった。
- ・校内居場所カフェの重要性に関する理解度が向上した。
- ・生徒との接し方を学ぶことが身についた。
- ・生徒の抱える課題に対するつなぎ先が増え、生徒に合った対応がとりやすくなった。
- ・生徒との面談設定が容易になった

○支援団体に生じた変化・効果

- ・支援が必要なユース世代の早期発見・早期支援につながった。
- ・校内居場所カフェへの支援の輪が広がった。

○地域に生じた変化・効果

- ・高校生との交流により社会への参加が促進された。

スクールソーシャルワーカー（SSW）と関係機関との連携について

連携先	連携内容
学 校 (教員等)	・学校（教員等）は児童生徒の問題に気づくアンテナ的役割であり、児童生徒や保護者にSSWへの相談を勧め、SSWの派遣申請を行う。 ・問題点（問題行動）・出欠状況・健康診断等の保健情報・家庭環境・発達特性等の情報の提供。
福祉事務所	・学校が実施したアンケート等により把握した経済的な困窮家庭について、SSWへの相談を勧め、福祉事務所での生活保護の申請に至った。
社会福祉協議会	・困窮家庭の高校進学（私立）に向け生活福祉資金（教育支援資金）の貸付と返済計画について、事前に保護者同意のもと、本家庭の状況を社会福祉協議会と情報共有し、将来的に本人の過度な負担にならない返済計画を一緒に立てた。
生活困窮者自立相談支援機関	・困窮世帯の就労相談先として紹介し、就労支援により子どもの養育が可能で生活が成り立つ就労先を探すことができ生活が安定した。 ・親の離職による収入減で、家賃が払えなくなった家庭に対し、自立相談支援機関を紹介し、住居確保給付金を利用し家賃を支払うことができた。
中核地域生活支援センター	・中学3年生でひきこもり気味の不登校状態にあり、卒業後の進路が決まらない生徒に対して、複合的な課題があると考えたことから、卒業後の相談先として、中核地域生活支援センターを紹介した。事前に保護者承諾の下、支援センターに状況を伝え、どのような支援が可能か相談した。
児童相談所	・療育手帳の取得について、検査に不安を抱える保護者に同行し、学校での普段の子供の様子を児童相談所に伝えた。 ・一時保護中の情報共有や、保護解除後の生活環境の調整について関係機関と共に役割分担し、同じことがおこらないよう、家族を支援。
健康福祉センター（保健所）	・自傷行為を行うなど精神的に不安定な児童生徒の親から、医療受診に不安はあるが、専門的な意見を聞きたいとの相談を受け、精神保健福祉相談を紹介した。事前に、保護者同意の上、保健所に概要を伝えたところ、医師の担当する日に相談を割り当ててもらえたので、すぐに病院に紹介状を書いていただき、医療受診につながった。 ・保護者から就学前に、子どもの発達の問題について相談されていたので、保護者の同意を得て、乳幼児健診や相談状況を確認し、市町村教育委員会につなぎ、特別支援学級に在籍することになり、元気に学校に登校できるようになった。
医療機関	・発達障害の診断を受けている児童生徒の受診に同行し、学校での様子や困り感を主治医に伝えたり、主治医からの説明を学校に伝えるなどした結果、学校と医療機関との連携がスムーズになり児童生徒が安定した。
こども支援機関	・要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別支援会議に参加し、対象家庭の安全な生活を見守る。 ・関係機関とのケース会議が必要なケースの個別支援会議は、法律的に個人情報を超えて関係機関の情報共有が可能な、要保護児童対策地域協議会のケース会議として開催してもらえないかお願いすることがある。 ・【放課後等デイサービス】保護者の了解を得て、放課後等デイサービスから得た情報を学校に伝え、学校と放課後等デイサービスの情報共有が可能になり、進路相談がスムーズに進んだ。